

## 年々調整における保険料控除

**Q** : 年末調整で、保険料の支払明細書が添付されていないものはどのように処理すればいいのですか？

**A** : 次のような取扱いになっています。

### 【解説】

次の保険料について、保険料控除を受けようとするときは、その保険料を支払ったことの証明書を「保険料控除申告書」に添付又は提示しなければならないこととされています。

- ① 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金(本人はもちろん本人と生計を一にする親族が負担することとなっている国民年金や介護保険の保険料で本人が実際に支払ったものは、本人の社会保険料として控除されます)
- ② 一般の生命保険料で本年中に支払った一契約の保険料の金額(剰余金の分配や割戻金の割戻しがある場合は、これを差引いた残額)が9,000円を超えるもの
- ③ 個人年金保険料
- ④ 損害保険料

これらの証明書の添付又は提示がないときは、申告者に督促をしなければならず、交付申請中など添付又は提示が間に合わないときは、翌年1月末日までに提出することを条件に控除することが認められますが、それまでに提出がないときは控除がないものとする年末調整をし直し、不足額を徴収しなければなりません。

